

中国ビジネス環境改善への提言

2023年3月
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2022年10～12月に当協会賛助会員をはじめとする、日本企業を対象にした「中国ビジネス環境に関する改善要望事項アンケート」に基づいて中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めた。日中経済協会は、商務部とのさらなる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っている。

《提言のポイント》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

中国市場のさらなる開放が進み、地方政府等による突然の不合理的な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれることのない公平性・透明性・一貫性・予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が実現することを期待する。ネガティブリスト制の導入、各種規制緩和、外資投資奨励産業リスト等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、規制が残されている産業もある。個別産業では、ネガティブリストでは制限されていなくとも、他の関連法令により外資の参入が事実上制限されている場合もある。さらなる規制緩和によって内国民同等待遇が実現することを期待する。（詳細は7頁参照）

2. 知的財産権保護の徹底・拡充

知的財産権については関連法規の施行により、管理制度の着実な構築と強化が進んでいる他、専利審査期間も年々短縮されてきている。制度の周知および運用の徹底を期待するとともに、知的財産権関連の行政審決や法院判決の審理内容などの公開をさらに促進し、透明性の担保を図るなどして、制度のより確実に正確な執行を期待する。

（詳細は8頁参照）

3. 安全保障法制・情報セキュリティ関連

各種輸出管理の関連法制について情報が少なく、対応が難しいケースがある。そのため、明確な判断基準の設定と周知徹底することを期待する。

また、データ三法をはじめとするデータ関連法の整備・強化について、国際的な協調のもとで適切に運用可能な制度整備がなされることに期待する。また、具体的かつ明確な基準が規定された関係細則の制定・公布を希望する。

（詳細は9頁参照）

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

目 次

2021 年度提言からのレビュー	3
1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上	7
2. 知的財産権保護の徹底・拡充	8
3. 独占禁止法	9
4. 安全保障法制・情報セキュリティ関連	9
5. 貿易・関税・通関・多国間協定	10
6. 財務・税制・税務・会計	11
7. 環境規制への対応	12
8. 個別産業における規制緩和	12
9. 外国人の居留、就労手続きの改善	14
参考	
① 日系企業を対象とした対中ビジネス選択式アンケート結果報告	16
② 新型コロナウイルス感染症の対応関連の要望	19

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

2021 年度提言からのレビュー

2022 年 3 月付「中国ビジネス環境改善への提言」の発表以降、内容に関し、現在までに次の分野で要望事項の一部改善が進んでいることを評価する。今後、それらの諸制度が透明かつ公正に施行されることを望む。

——これまでに改善された主な諸点——

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 22 年 2 月、中国国家発展・改革委員会など 12 部門が「工業経済の安定成長促進のための若干の政策」（発改産業〔2022〕273 号）を発表し、幅広い分野での外資導入とともに、外商投資産業奨励目録の改定により外商投資法の実施を徹底するなどの指針が示された。
- 22 年 10 月、中国国家発展・改革委員会など 6 部門が「製造業を重点とする、外資による投資拡大とストックの安定および質の向上促進に関する若干の政策措置」と題する通知を発表した。その内容に関して、合計 15 分野で①投資環境を改善し、外資による投資を拡大する、②国際的なビジネスパーソンの往来を促進し、「ファストトラック」を有効活用とともに円滑な物流の確保、金融支援の強化、通関などの面でサービスや指導を実施する、と発表した。
- 23 年 1 月、商務部は科学技術部との連名で、外資による研究開発（R&D）センター設立奨励の措置を発表し、「外資企業が開放型の新たなプラットフォームとなる科学技術センターを設立することを奨励し、土地や設備、インフラなどの保障を強化する」としており、外資による研究・発展の支援を行う旨を表明した。
- 22 年 1 月、広東省人民代表大会常務委員会が「広東省外商投資権益保護条例」を発表した。また、同年 8 月、北京市は「外資系営利職業技能訓練機構の設立に関する管理弁法」を発表し、外資系職業訓練機構の設立を認めた。こうした地方政府による外資への権益保護などの動きもみられる。
- 22 年 10 月、中国国家発展・改革委員会と商務部が「外資系企業の投資奨励リスト（2022 年版）」を公布（2023 年 1 月 1 日施行）した。2020 年版と比べ、全体で 239 項目を新規追加、167 項目を改定したものとなっており、うち全国版では部品製造業やグリーン化に向けた技術サービス分野での追加・改定が主となった。

2) 会社登記・変更・抹消等手続きの統一化と改善

- 22年3月、「市場主体登記管理条例及びその実施細則」が発表された。これにより、会社、企業法人などそれぞれ異なる登記手続きが存在していたものが統一された。
- 22年12月30日、第13期全人代常務委員会第38回会議の決議により、「中華人民共和国対外貿易法」第9条の対外貿易経営者の登録に関する規定が削除された。これによって、同日より各地の商務主管部門は、対外貿易経営者の登記手続きを停止した。また、輸出入許可証、技術輸出入合同登記証明書、割当額、国営貿易資格などの関連証明書および資格を申請する市場主体に対して、関連部門は対外貿易経営者の登記データの提出を求めないものとされる。

3) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 22年1月、財政部が「政府調達枠組協議調達方式管理暫定施行弁法」を公布、同年3月1日より施行された。また22年7月、『中華人民共和国政府調達法(意見聴取稿)』を公布して社会から意見を募集している。

4) 外国為替・資金調達の緩和

- 22年10月、中国人民銀行と国家外貨管理局は、企業や金融機関による国外からの資金調達のマクロプルーデンス調整係数を従来の1から1.25に引き上げることを発表した。

5) 技術標準・認証

22年10月、前年度の本提言書でも改善を要望していたIT機器と通信端末機器のCCC実施規則改定について、60日間のコメント期間を設けた。

2. 個別産業における規制緩和

1) 金融分野

- 22年5月、中国人民銀行などが「海外機関投資家の中国債券市場への投資を更に簡便化する事項について」を発表した。また22年11月には中国人民銀行などが「海外機関投資家の中国債券市場の資金投資管理規定」を公布し、海外機関投資家による投資への支援制度が拡充されたものと考えられる。
- 22年10月、「企業集団財務公司管理規則」の修正案が公布され、22年11月13日から施行された。これにより、21年度の本提言書で改善を要望した、外商投資性会社の投資企業に関する認定要件(外資投資性会社が単独か、その投資家と共同の出資が25%を超え、かつ、この外資投資性会社の出資比率が10%を超える場合。)が削除され、「会員企業」の支配権という判断基準に統一された。また、財務会社を設立することのできる外資企業の範囲を「外商投資性会社」から「外資多国籍グループおよび外資投資性会社」に拡大した。これにより、柔軟に資金調達を行う上で更に多くの可能性を含むと考えられる。

2) 不動産分野

- 22年、不動産開発に関して採用した一連の規制緩和策5つ（例えば、22年11月の中国証券監督管理委員会により発表された、ファイナンス面で不動産関連上場企業の合併や再編と補助融資の再開、プライベートエクイティ投資ファンドの積極的な役割の発揮などを含む）の最適化措置を発表した。

3) 自動車分野

- 21年12月発表、22年1月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（国家発展改革委員会、商務部令第47号）により、完成車製造に関する持ち分比率制限と同類の完成車製造の合併企業数を2社以下とする規制が撤廃された。
- 22年6月22日開催の国務院常務会議にて、22年末終了予定だった新エネルギー車の取得税の免除期間を23年末まで延長し、自動車の並行輸入政策整備の旨を発表した。また、財政部、税務総局、工業・信息化部は、22年9月に「新エネルギー車の取得税の免除政策の延長に関する公告」を公布し、取得日が23年1月1日から12月31日の期間内である新エネルギー車の取得税を免除することを明確にした。

4) コンテンツ分野

- ゲームの海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場の一層の発展に向けて、22年4月には9カ月ぶりに中国内ゲームのISBN認可が再開された。

5) 観光分野

- 22年10月8日に国務院が「天津、上海、海南、重慶での関連行政法規・規定の暫定的調整実施の同意に関する回答」（国函〔2022〕104号）を発表した。その中で、上海と重慶では外資系旅行会社が中国居住者を対象とする国外旅行業務に参入することを認められた。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 22年2月に中国はハーグ協定への参加を表明し、同年5月5日より効力を発揮すると発表した。これにより、非居住者による中国での国際意匠登録、ひいては意匠を独占的かつ安全に実施可能となった。
- 22年10月、国家知識産権局（CNIPA）は「知的財産権の保護強化に関する意見」の徹底的な実施に向けた推進計画を公表した。その中には、本年末までに完了させる事項として、専利法実施細則及び専利審査指南の改正の推進、専利出願実務の規制に関する規定の一部改正などを掲げた。その後、同局は発明専利の審査期間を16.5カ月以内に短縮（前年時は18.5カ月）、高価値発明専利の審査期間は13カ月（前年時は13.3カ月）にそれぞれ短縮されたと発表した。

4. 独占禁止法の改正

- 22年8月1日、改正独禁法が施行された。公平な市場競争の促進が期待されるなど、経済や国民生活に係る重要分野における審査を強化することも盛り込まれた。垂直的独占協定に関して「セーフハーバールール」を定めた。

5. 外国人の居留、就労・入国手続きの改善

- 外国人の関連手当・補助に関する個人所得税優遇措置を23年末までに延長した。

中国政府の改善努力を評価するとともに、未改善あるいは改善途上の課題について、引き続きのご理解と取り組みをお願いするものである。その上で、後述の提言を行いたい。

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 土地用途の規制により、「投資」に踏み切れないといった「隠れた弊害」が存在している。さらなる流用性/融通性を高めた土地利用ができるよう、物流用地、工業用地という旧来からの区分の緩和および撤廃を希望する。

2) 会社登記・変更・抹消等手続きの統一化と改善

- 会社清算時の工商・税務審査の手続きと時間の大幅簡素化、短縮および清算手続きの円滑化を望む。

3) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 中国において、外資企業が安心してビジネスを展開するには、公平性・透明性・一貫性・予見可能性が確保された国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向けて、引き続きの改善努力をお願いしたい。
- 各種政策・各規制に関して、パブリックコメントの募集から実際に規制が導入されるまでのリードタイムが非常に短い。大幅な規定の改正においては、施行まで少なくとも1年間の準備期間を望む。
- 外資系を含む企業内に、法律で中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解するが、外資企業には強い違和感があることに留意し、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。
- 企業の所有形態に関わらず、引き続き公平な競争環境と内国民同等待遇実現の努力をお願いしたい。

4) 外国為替・資金調達の緩和

- クロスボーダー貸付実施時、または中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる増値税の撤廃を望む。外貨・人民元建て双方でクロスボーダー貸付が可能である一方で、中国国内の子会社が国外関係者より受け取る利息には企業間取引として増値税が課されているため、効率的なグループキャッシュマネジメントを促進していただきたい。

5) 労働法制

- 安全生産法の改正、制度の整備が進む中、その導入・管理監督にあたっては各地の管轄機関によりその実施強度・内容に差異が見られる。その整備の過程での「統一基準、同一要求」での推進展開を望む。

- 労働契約法の改正（労務派遣に係る若干の規定）および「労務派遣暫定施行規定」により、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%）が設けられた。この雇用比率制限の撤廃または緩和をしていただきたい。
- 「経済補償金」制度の運用に関して、過度な要求が出ないように法整備を行うなどの方策を考慮願いたい。
- 高齢化が進む社会に対応して、企業での定年基準年齢の引き上げと共に、各企業でより柔軟な対応が可能となる様な法令、制度整備を望む。

6) 技術標準・認証

- 世界的標準に合わせて、中国においても通信速度および安定性確保のために、周波数帯の開放を要望する。例：60GHz 帯（レーダー技術は高い距離分解能および透過性を有する特性から、民生機器だけでなく産業機器等でも幅広い用途で活用が期待される）
- NAL（Network Access License）認証を取得した製品に対して電子ラベルがまだ正式採用されていない。資源削減、及び企業側のより実際のニーズに合った生産を図るため、紙のステッカーといった物理的なラベルだけでなく、他の認証でも認められている電子ラベルの採用スケジュールを明確にし、速やかに推進していただきたい。
- 「GB 規格 - 光輻射安全技術規範」のドラフトが公表されるとともに意見募集を行っていたが、表示要求や対象製品について、IEC 規格とは異なる中国独自要求が提案されているため、企業が取得した CB レポートの利用が不可能になる恐れがある。そのため、IEC 規格と整合した内容を要求する。また、やむを得ず独自要求が必要な場合には、必ず2年以上の十分な猶予期間を設けていただきたい。

2. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 中国を受理官庁とした特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）出願を行う際に、統一的な審査の運用を要望する。
- 知的財産権の保護・管理を徹底すること、および不公正な使用・登録等の取り締まり強化を引き続き要望する。未だ運用面で不十分なケースも存在するため、制度の周知および運用の徹底を要望する。
- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、引き続きさらなる公開の促進・透明性の担保を図ることなどにより、企業負担の軽減を要望する。

- 実体審査なしで登録される実用新案については、権利行使時（実用新案権行使による訴訟等において）に権利者に対して国家知識産権局による評価報告書を提出させる（義務化する）こと、および改正された専利法にあわせて、改訂作業中の専利法実施細則においても、実用新案の権利者のみならず、第三者（侵害被疑者）も評価報告書申請を行えるように確定されることを要望する。
- 専利法について、意匠保護期間のさらなる延長、秘密意匠の導入、自己開示による新規性喪失の例外の適用拡大等、意匠の保護制度など一層の拡充を要望する。
- 模倣行為による損害額の高額化、摘発キャンペーンの強化、厳罰化事例の蓄積、部分意匠の保護等、模倣行為の取り締まりが強化される傾向にあるが、引き続き再犯防止策（例えば摘発強化）等の効果を示していくことを要望する。
- 依然として商標の冒認出願と考えられる事案が見られる。冒認出願を拒絶し、無効化する運用を徹底し、正当な権利者が保護されることを要望する。また、先行商標との類似判断について国家知識産権局における適切な審査をお願いしたい。

3. 独占禁止法

- 22年8月の改正独占禁止法について、市場監督管理総局が同年6月に公布した「経営者集中の申告基準に関する国务院の規定（修正案意見聴取稿）」の中の基準に則り、早急に経営者集中の申告基準を①全世界売上120億元以上 or 中国売上40億元以上、かつ②集中に参加するすべての事業者の（少なくとも2社以上）中国における前年売上8億元以上とし、審査の時間短縮を要望する。また、中国企業とのJVを行う上で、中国企業に対しても同法の認知・見解を徹底・統一させる取り組みを望む。
- 改正独占禁止法について、罰則基準の明確化・統一化を求めるとともに、法解釈の補足などを通じて事業者の権益保護と市場の健全な発展を期待する。

4. 安全保障法制・情報セキュリティ関連

1) 輸出管理法

- 既に施行されている中国輸出管理法を含む各種輸出入規制の情報が少なく、対応が難しいケースがある。中国の輸出管理法等について説明会を開催していただきたい。

2) 技術輸出入関連規定

- 「技術輸出入管理条例」で定める一部の制限技術（例えば、信号処理技術やドローン）について、予見可能性を高められるよう、より具体化・明確化を要望する。

3) 情報セキュリティ関連

- データ三法（「個人情報保護法」、「データセキュリティ法」、「サイバーセキュリティ法」）や「データ越境移転安全評価弁法」等のデータ関連法の整備・強化により、実務対応の増加、許認可取得対応が発生している。施行に至っては、外資系企業の意見を十分に取り入れていただき、具体的かつ明確な基準が規定された関係細則の制定・公布を希望する。
- 医薬品の開発では国際共同治験が主流であり、データの国外移転が行われることが通例である。そのため、生物安全法などによるデータ等の海外持ち出し規制や安全評価の運用次第では、新規医薬品の開発が遅延する等のリスクが生じ得る。国際的な協調のもとで適切に運用可能な制度整備がなされることを期待する。
- 域外適用（PIPL 第 3 条）、越境移転への該当性（第 38 条）、中国国内保存義務（第 40 条）等について、実際に過去企業等から受けた質問を踏まえて適宜 FAQ を用意するなど、企業に対してより明確かつ具体的な判断指針を適時かつ迅速に示していただきたい。

5. 貿易・関税・通関・多国間協定

1) 関税価格・基準の見直し

- 米中対立などの情勢に起因して引き上げられた関税の適正範囲への見直しを要望する。
- 輸入許可の要否基準、サンプル品や中古品の認定基準の統一化、税関官署への周知徹底を要望する。

2) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- 政府調達における国産化要求の撤廃・緩和を要望する。さらに輸入製品、外資系企業の現地生産品に対する公平で平等な扱いをお願いしたい。
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定内容に即した政府調達の確実な実行を要望する。

3) 不透明な FTA 原産地証明書の取得要件

- FTA 利用のため、原産地証明書を発給機関から取得するにあたり、発給機関が FTA の条文とは異なる（または、条文に記載の無い）独自の要求を行うことがある。このため、FTA が利用できない、または FTA の利用に遅れが生ずる事態が散見される。FTA の条文に従うよう、中央政府から各地の原産地証明書発給機関への指導の徹底を要望する。

6. 財務・税制・税務・会計

1) 移転価格

- 日中二国間 APA（事前確認制度）の窓口の一本化、または国家税務総局が積極的かつ主体的に調整を行うよう要望する。
- OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。

2) 税務

- より公正な税務訴訟の運用を行ない、さらに簡便な審査機能の拡充を要望する。
- 世界標準に合わせ連結納税制度の導入の検討を要望する。
- 申請している BAPA (Bilateral Advance Pricing Arrangement=バイラテラル APA) が長期にわたり未合意となっており、関連する過去の履歴を含む管理が膨大であり、かつ、制度の法的安定性や予見可能性を欠いている。そのため、BAPA の早期合意を望む。
- 事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編（合併等）の際に、セーフハーバールール（課税の繰延）の運用を認めるなど適用条件の緩和を要望する。
- 日本から中国への役務提供に係る PE (Permanent Establishment=恒久的施設) 認定の基準の明確化を要望する。
- 電子財務データの収集要求は、企業に莫大な作業量をもたらしているため、国家税務総局の「千戸集団（年間納税額が、国家税務総局の定める基準額に達している企業のグループ）」に対する電子データの収集の要求を取消すよう要望する。
- 海外貿易支払の場合、支払前に契約書、インボイスまたは税関申告書を裏付け資料として銀行に提出する必要があるが、当該手続きの撤廃・簡略化をしていただきたい。
- 日中社会保障協定の適用範囲を拡大させることを要望する。
- 受給対象者が帰国済みの場合を考慮し、個人所得税および社会保険（養老）の還付、返金が個人の銀行口座だけでなく、企業にも返金できるよう要望する。
- 外国人の個人所得税の課税措置については、国際ルールに基づいて運用していただきたい。

- 地方在住者や高度人材・不足人材の個人所得税の優遇政策運用や社会保険料納付の手続きの全国統一化・簡素化を要望する。
- 個人所得税優遇政策において、23年末まで延長継続となったが、24年以降の継続もしていただきたい。

7. 環境規制への対応

- 気候変動対応として、中国全体でのカーボンニュートラルを持続可能な実施を伴って実現できるよう、企業のカーボンニュートラルに関する先進的な取り組みに対する表彰やインセンティブの付与など政府のサポートをいただきたい。例えば、国際再生エネルギー証書（I-REC）と中国政府が承認する再生エネルギー証書（GEC）の相互承認や、積極的に再生エネルギーを導入し、高い再エネ利用率を実現した企業に対し、税制優遇など実施していただきたい。
- 生物多様性保護技術のビジネス化の可能性も検討するため、外資企業からの生物多様性保護の技術交流の増加や技術導入に向け、税制優遇政策を要望する。
- 環境保全に起因する突然の強制移転指示をやめていただきたい。強制移転指示の影響は大きいため、少なくとも時間に余裕をもった計画性および透明性のある説明を行っていただきたい。

8. 個別産業における規制緩和

1) 不動産における外資投資規制緩和

- 不動産開発プロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国国内企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資系不動産企業は外債登記が認められず、また、最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっている。そのため、中国国内企業との共同事業において、ファイナンス方針上で障害となるケースもあることから、これらの規制緩和を要望する。

（注）土地所有権証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

- 外資による不動産投資会社の設立について、行政区により対応が異なるため、統一的な対応基準を設定していただきたい。また、2010年11月付「外商投資不動産の審査・承認、届出に係る管理強化に関する通知」が依然として残ることから設立に対するハードルがあるため、同通知の改善を求める。

2) 金融分野

- 貸付債権の譲渡について、現在認められていない債権の一部を譲渡が許容されることを要望したい。一部譲渡を認めることで、比較的小規模の金融機関の運用機会を創出し、セカンダリーマーケットの活性化が期待できる。また、売り手の金融機関の流動性が高まり、金融市場の活性化が期待できる。
- 中国債券市場の更なる発展のため、外資企業に対する NAFMII 債主幹事ライセンスの早期付与を期待する。
- 金利変動リスクヘッジが容易となることから、現状、債券 MM (Market Maker) あるいは決済代理人のみに認められている人民元金利スワップ取引を中国国内の事業法人にも認めていただきたい。
- 今後、海外投資家の中国国内市場への投資を活発化させるため、デフォルト時の保全条項の早期整備を要望する。
- 18年4月に施行された新「保険会社持分管理規則」において、保険会社は同業の保険会社2社以上をコントロールしてはならないという規制が設けられている。同一国において複数の異なるブランドや事業形態で業務展開する手法は合理的であり、外資系保険会社の新たな資本参加の阻害要因にもなり得るため、緩和を要望する。
- 21年7月に施行された「保険会社の取締役、監査役と高級管理人の任職資格管理規程」において、保険会社の取締役等に中国国内での職務履行という一定の制限が課せられているが、外資系の取締役は国外から派遣するケースがあり、各社の海外戦略遂行やガバナンス体制維持に影響を与えるため、改善を要望する。

3) 自動車分野

- 自動車業界は CN (Carbon Neutrality) や NEV 拡大などの理由で多数の規制が検討されている。新たな自動車関連の規制設定には慎重な対応をしていただきたい。

4) 旅行・航空業界

- 上海、重慶での外資系旅行会社が中国居住者を対象とする国外旅行業務に参入することを認められた。こうした、外資系旅行会社の参入規制緩和のさらなる拡大を要望する。
- 国際便の往来本数について、コロナ禍以前までの水準への回復を望む。

5) コンテンツ産業

- 海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場の一層の発展のために、より積極的に海外優良ゲームコンテンツの認可促進 (ISBN 認可促進) と関連政策策定の検討を要望

する。また、各種人材の育成などゲームコンテンツ産業発展に向けた支援策の検討と実行を要望する。

- 18年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」において、インターネットコンテンツの運営を禁止した一方で、音楽配信サービスの運営は禁止措置から除外された。しかし、外資企業によるインターネット音楽配信サービスの許可事例はなく、また参入許可申請の受付も始まっていない。加えて、「ネットワーク出版サービス管理規定（工業信息化部、旧国家新聞出版広電総局）」においては、合弁企業を含め外資によるすべてのインターネットコンテンツ配信サービスが禁止されていると解釈されるため、最新の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」では、齟齬のないように本規定が修正され、外資企業が音楽配信サービスを実際に運営できるよう要望する。

6) 物流分野

- 国際間の物流において、新型コロナウイルス関連などそれら有事に際して、経済活動や国民生活を維持するための適切な法制度を整備していただきたい。

7) 地域協調発展戦略

- 地域協調発展戦略や新たな地域経済構想の発表に際しては、各地の重視する産業や戦略などを分かりやすく詳細に明示してほしい。
- 地域協調発展戦略に基づく各種規制緩和・優遇策などについては、継続して積極的に実施してもらいたい。例えば、省市区を跨いだ拠点設立に際する規制緩和など。

8) その他

- 各種業界における需給バランスや原材料の安定供給、またはその原材料価格など踏まえた適正な商品価格設定に対して、政府主導の更なる指導に期待したい。
- 主要産業における夏場の工場の電力制限について、生産工場に対しては極力免除または緩和していただけるよう要望する。
- DX促進の為の優遇税制、補助金枠の制定と拡大を要望する。

9. 外国人の居留、就労手続きの改善

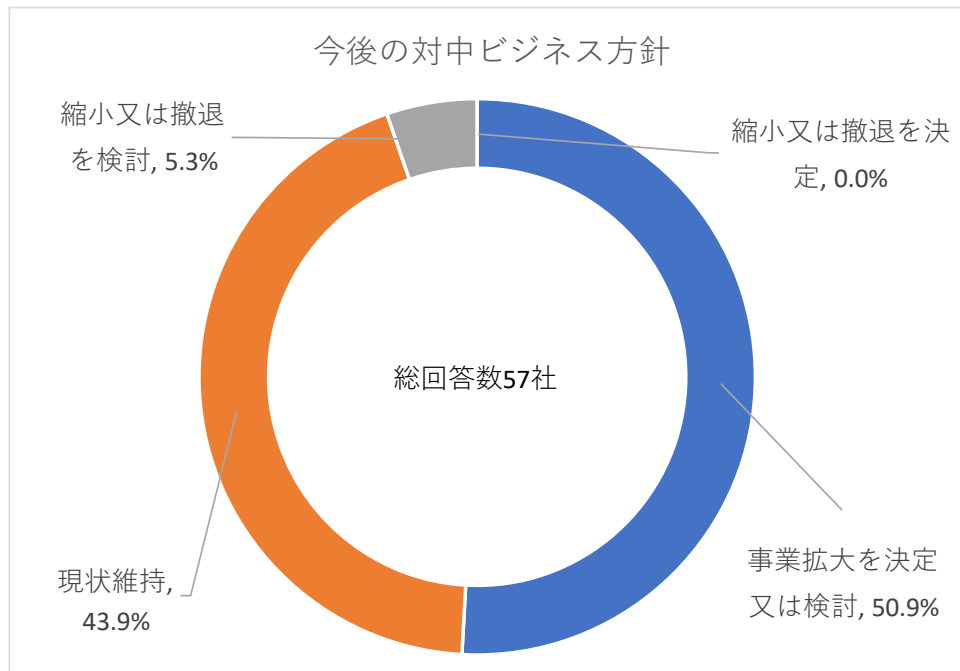
- 駐在員は納税証明書があれば、個人の所得の海外送金の金額等の制限を縮小、撤廃していただきたい。
- 飛行機・鉄道の利用、一般病院での受診などへの登録に際して、外国人居留証やパスポートの運用可能範囲を拡大していただきたい。

- 日本国籍の15日以内滞在のビザ取得免除を全面的に再開していただきたい。
- 新たなビザ発給規定等の施行開始まで、十分な猶予を設けて実施運用していただきたい。
- ビザ発給手続きなどの簡素化を要望する。

参考

① 《日系企業を対象とした対中ビジネス選択式アンケート結果報告》

1. 日系企業の今後の対中ビジネス方針について

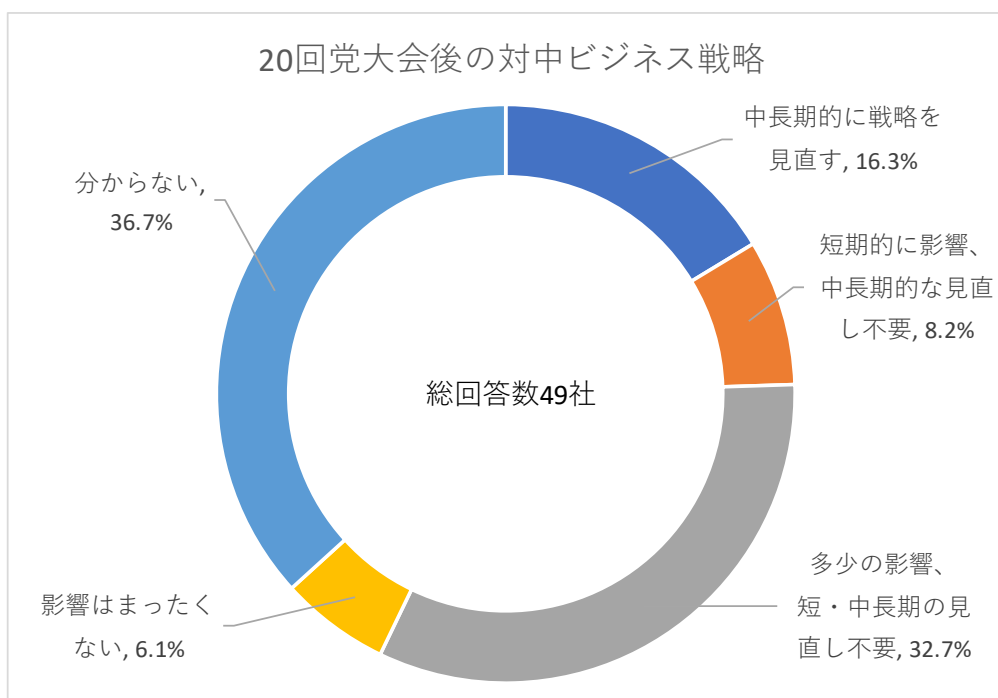


(出所) 日中経済協会アンケート調査 (2022年11~12月) 結果

アンケートの結果、今後の日系企業による対中ビジネスの方針として「事業拡大を決定または検討」と回答した企業は 50.9%と過半数を超え、「現状維持」と回答した企業は 43.9%となり、累計すると約 95%の企業が対中ビジネスを継続していく方針を示した。事業の縮小・撤廃を検討している (5.3%) の理由は、主に政策リスク (新型コロナウイルス感染症対策、環境規制、電力供給制限など) や政策の不透明感の増大を挙げており、先行きの不透明さや不安を感じている意見があった。なお、これらの意見は、「事業拡大を決定または検討」や「現状維持」と対中ビジネスに意欲的な回答をした企業の中にも散見された。

一方、対中ビジネスの「事業拡大を決定または検討」や「現状維持」の回答に挙げられた理由としては「市場に対する期待」、「事業拡大の余地」、「成熟した産業基盤・技術基盤」などの中国市場の魅力が挙げられた他、「中国政府が取り組むカーボンニュートラルの実現、デジタルを活用した高度なインフラ建設は大きな商機となる」など、マクロ視点での動向に乗じてビジネスを拡大していくチャンスを見据えている回答が寄せられた。また、「実際の利益を優先 (すでに利益が出ている事業を撤退させる理由がない)」など、昨今の不安定な情勢の中でも中国市場を重視し、さらに拡大していく姿勢が見られた。

2. 20回党大会を経ての日系企業の対中ビジネス戦略について

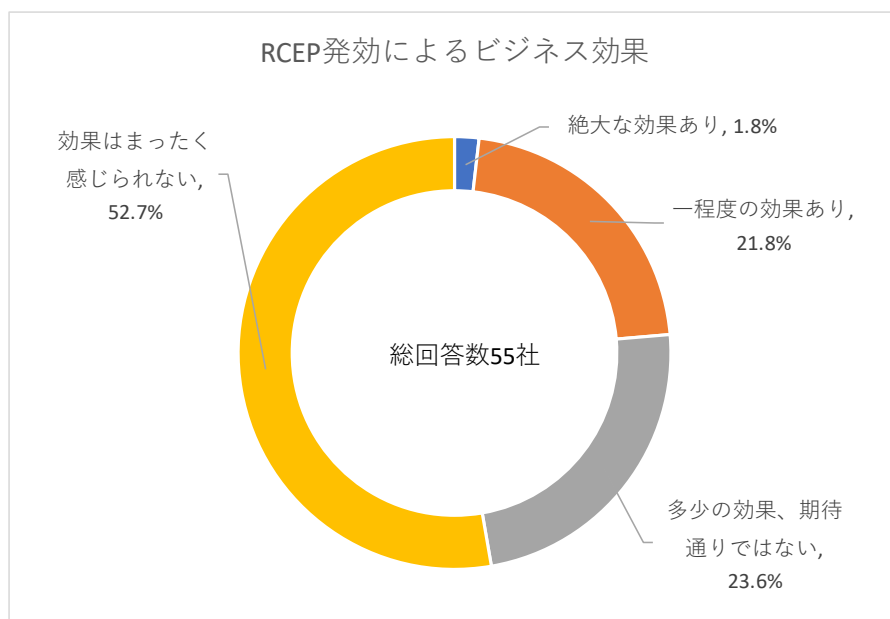


(出所) 日中経済協会アンケート調査 (2022年11~12月) 結果

アンケートの結果、22年中国共産党第20回党大会（以下、党大会）以降、日系企業の対中ビジネス戦略への影響について、回答の割合の大きい順に「分からない（36.7%）」、「多少の影響はあるものの、短期的・中長期的な戦略の見直しは必要ない（32.7%）」、「短期的な影響はあるが、中長期的に戦略を見直す必要はない（8.2%）」、「中長期的に戦略を見直す必要がある（16.3%）」、「影響はまったくない（6.1%）」となった。戦略の見直しが必要であると回答した理由には「地政学的リスク、突然の政策変更等の不透明感」、「国内引き締め、統制強化等による影響」が懸念事項として挙げられた。

また、戦略の見直しは不要だとする理由には「中国市場の重要性に変化なし」、「対外開放・海外展開の進展に期待」という理由が挙げられた。そして、最も回答数の多かった「わからない」という意見には「経済安全保障に対する懸念」、「デカップリング政策対応に対する負担・コスト増は懸念している」があった他、「新体制発足からまだ間もない」という理由が挙げられた。

3. RCEP 発効後、日系企業へのビジネスに与えた影響について



(出所) 日中経済協会アンケート調査 (2022年11~12月) 結果

アンケートの結果、22年1月1日より施行となった地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が日中間ビジネスに及ぼした効果について、回答の割合が大きい順に「効果は全く感じられない（52.7%）」、「多少の効果はあったものの、期待通りではない（23.6%）」、「一程度の効果はあった（21.8%）」、「絶大な効果があった（1.8%）」となった。RCEP 発効の効果を大きく感じられなかった割合は 80%近くにも及んだものの、その多くには「地産地消型事業の割合が多い」、「弊社の事業に直接的な関係はない」という理由が多く含まれていた。

また、「世界経済の低迷の影響によって恩恵が打ち消されている」、「関税の引き下げ率が満足いくものではない」、「効果の範囲は限定的だ」という意見も多く、ステージング 1年目であるため、今後関税削減が進むにつれて効果は高まる可能性はあるが、まだ効果を実感できない企業が多い。新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢など予見できない要因からの影響はあるものの、ことに日中間では、「政府調達における手続き透明性促進が今一步である」、「中国と日本における対象商品の登録税番号が不一致であり、適用されないケースもある。連携がとれていない」、「対象項目の多くがすでに中国内調達されているものが多い」、「既存トレードについて、仲介業者トレードとしての恩恵は少ない」といった課題も多く寄せられた。その一方で、「気候変動問題への取り組みが進み、省エネ分野への環境技術を活かした事業展開の追い風になる」と、日中の協力分野でのさらなる RCEP 協定の運用への期待も寄せられた。

② 《新型コロナウイルス対応関連などの要望》

ビジネス環境改善の要望に関するアンケートの回答集計期間 22 年 10 月 26 日～12 月 16 日であり、対中ビジネスを行う日系企業はゼロコロナ政策環境下での改善要望意見も多く寄せられた。しかし、その後、国务院直轄の共同防疫対策本部が同年 12 月 7 日に発表した「新型コロナウイルス防疫措置の更なる最適化の通知（通称：新十条）」に端を発し、ゼロコロナ政策の方針は大きく転換してきたと捉えられる。そのため、以下には正式な改善要望とは扱わないものの、日系企業がこれまでのコロナ禍で抱えてきた問題を総合して報告し、今後同様の事態に直面した際の参考として御周知いただきたい。

・評価できる点

- 22 年度下期に入ってからゼロコロナ政策は実質的な行動制限緩和に向かっており、国内移動については一時期に比べて予見可能性があがっていることは評価できる。
- いつでも簡単に PCR 検査確認ができる、PCR 検査体制は多くの経費がかかっていると思われるが、人々や工場などの安全を担保できるしくみは世界で最も進んでいる。

・改善要望

- ゼロコロナ政策の施行にあたり、地域の権力が大きいために新型コロナウイルス感染者数が少なくても封鎖が行われるような過剰な管理によって、中国の事業発展に障害が出ている。全国各地での統一かつ節度のある施行の徹底を求める。
- ロックダウン中の工場封鎖期間の短縮化、また部品の仕入れや完成品の出荷など物流面の確保を求めたい。
- 封鎖や行動制限によって損失の生まれた企業に対して、補助金などの救済策を採用してほしい。
- 新型コロナウイルスによって現場税関から企業への臨時管理措置の通知が滞っているため、企業側への事前の通知を徹底していただきたい。
- 水際対策措置等のゼロコロナ政策を緩和し、官民の往来が活発化とともに両国間の対話とビジネスの促進を希望する。
- 日本から中国への渡航に関し、新型コロナワクチン接種完了者へのビザ発給、隔離免除・軽減を早急を実施していただきたい。また、ワクチンパスポートの日中間相互適用を早急を実現していただきたい。

以上